

議長諮問事項等に関する運営理事会協議結果

○地方自治法の改正に伴う協議事項

| 項 目 | 協 議 結 果 |
|---------------------------------------|---|
| 1 横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部改正 (議長諮問事項) | (多数意見) ・ 資料 10～12 の横浜市会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正案のとおり改正すること。 (少数意見) ・ 横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部改正については、政務調査費の名称を政務活動費に改め、使途基準については当面現行どおりの内容とし、市民や専門家の意見を聞いて検討すること。 |
| 2 横浜市会委員会条例の一部改正 | (多数意見) ・ 資料 13 の横浜市会委員会条例の一部改正案のとおり改正すること。 (少数意見) ・ 資料 13 の横浜市会委員会条例の一部改正案の第 6 条第 1 項ただし書きを削除し、第 20 条第 2 項は現行どおりとすること。 |

横浜市会政務活動費の交付に関する条例（案）（新旧対照表）

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p data-bbox="129 266 639 297">横浜市会政務調査費の交付に関する条例</p> <p data-bbox="145 353 225 385">（趣旨）</p> <p data-bbox="102 398 767 645">第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、横浜市会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、横浜市会における会派又は議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="145 701 448 732">（政務調査費の交付対象）</p> <p data-bbox="102 745 767 992">第2条 政務調査費は、議長の定めるところにより、議長へ届出のあった会派（その所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）については会派ごとの選択により会派又は会派の所属議員に対し、会派に所属しない議員については議員に対し、それぞれ交付する。</p> <p data-bbox="145 1048 560 1079">（政務調査費の額及び交付の方法）</p> <p data-bbox="102 1093 767 1384">第3条 政務調査費は、前条の規定により会派に対する交付を選択した会派（以下「交付会派」という。）に対しては、月額550,000円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を、同条の規定により議員に対する交付を選択した会派の所属議員及び会派に所属しない議員（以下「交付議員」という。）に対しては、月額550,000円を毎月交付する。</p> <p data-bbox="102 1395 767 1552">2 政務調査費は、毎月1日（以下「基準日」という。）に交付会派である会派及び交付議員である議員に交付するものとし、前項の所属議員数は、基準日における会派の所属議員数によるものとする。</p> <p data-bbox="102 1563 767 1944">3 基準日以外の日において議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の会派への入会若しくは所属会派からの脱会又は議会の解散があった場合には、これらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、会派を結成し、若しくは会派が解散した場合又は会派において交付対象を変更した場合も、また同様とする。</p> <p data-bbox="102 1955 767 2033">4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。</p> | <p data-bbox="818 266 1329 297">横浜市会政務活動費の交付に関する条例</p> <p data-bbox="834 353 914 385">（趣旨）</p> <p data-bbox="791 398 1457 645">第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、横浜市会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、横浜市会における会派又は議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="834 701 1137 732">（政務活動費の交付対象）</p> <p data-bbox="791 745 1457 992">第2条 政務活動費は、議長の定めるところにより、議長へ届出のあった会派（その所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）については会派ごとの選択により会派又は会派の所属議員に対し、会派に所属しない議員については議員に対し、それぞれ交付する。</p> <p data-bbox="834 1048 1249 1079">（政務活動費の額及び交付の方法）</p> <p data-bbox="791 1093 1457 1384">第3条 政務活動費は、前条の規定により会派に対する交付を選択した会派（以下「交付会派」という。）に対しては、月額550,000円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を、同条の規定により議員に対する交付を選択した会派の所属議員及び会派に所属しない議員（以下「交付議員」という。）に対しては、月額550,000円を毎月交付する。</p> <p data-bbox="791 1395 1457 1552">2 政務活動費は、毎月1日（以下「基準日」という。）に交付会派である会派及び交付議員である議員に交付するものとし、前項の所属議員数は、基準日における会派の所属議員数によるものとする。</p> <p data-bbox="791 1563 1457 1944">3 基準日以外の日において議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の会派への入会若しくは所属会派からの脱会又は議会の解散があった場合には、これらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、会派を結成し、若しくは会派が解散した場合又は会派において交付対象を変更した場合も、また同様とする。</p> <p data-bbox="791 1955 1457 2033">4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。</p> |

(政務調査費の使途)

第4条 会派及び議員は、政務調査費を議長の定める使途基準に従って適正に使用しなければならない。

(代表者及び経理責任者)

第5条 交付会派には、代表者及び政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第6条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、議長の定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を当該収支報告書に添付し、これを議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 交付会派の消滅があった場合又は交付会派が交付対象を議員に変更した場合は、前項の規定にかかわらず、その交付会派の代表者であった者は、当該事由が生じた日から30日以内に収支報告書等を議長に提出しなければならない。

4 政務調査費の交付を受けた議員が交付議員でなくなった場合の収支報告書等の提出は、前項の規定の例による。ただし、交付議員でなくなった事由が死亡による場合にあっては、その相続人その他の一般承継人が収支報告書等を提出するものとする。

5 前項ただし書の場合において、議長は、必要があると認めるときは、収支報告書等の提出に係る期間を延長することができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第7条 前条の規定により提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲等)

第4条 会派又は議員が政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

2 政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私人としての活動に要する経費に充てることができない。

3 会派又は議員は、政務活動費を前2項の規定に従って適正に使用しなければならない。

(代表者及び経理責任者)

第5条 交付会派には、代表者及び政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、議長の定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を当該収支報告書に添付し、これを議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 交付会派の消滅があった場合又は交付会派が交付対象を議員に変更した場合は、前項の規定にかかわらず、その交付会派の代表者であった者は、当該事由が生じた日から30日以内に収支報告書等を議長に提出しなければならない。

4 政務活動費の交付を受けた議員が交付議員でなくなった場合の収支報告書等の提出は、前項の規定の例による。ただし、交付議員でなくなった事由が死亡による場合にあっては、その相続人その他の一般承継人が収支報告書等を提出するものとする。

5 前項ただし書の場合において、議長は、必要があると認めるときは、収支報告書等の提出に係る期間を延長することができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第7条 前条の規定により提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、収支報告書等の一部に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第7条第2項に規定する非開示情報が記録されているときは、同条例第8条の規定の例により、当該収支報告書等を閲覧に供するものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

2 何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、収支報告書等の一部に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第7条第2項に規定する非開示情報が記録されているときは、同条例第8条の規定の例により、当該収支報告書等を閲覧に供するものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の横浜市会政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条の規定により政務調査費について会派に対する交付を選択している会派は、この条例による改正後の横浜市会政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定により政務活動費について会派に対する交付を選択した会派とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定により置かれている会派の代表者及び政務調査費に関する経理責任者は、新条例第5条の規定により置かれた会派の代表者及び政務活動費に関する経理責任者とみなす。

別表（条例施行規程 第4条）

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 研究会・研修会費 | 会派又は議員において行う市政に関する研究会、研修会、講習会等に要する経費及び外部機関が行う研究会、研修会、講習会等に参加するために要する経費（会場費、研究資料費、講師謝金、出席者負担金、会費、旅費等） |
| 調査研究費 | 会派又は議員において行う市政に関する調査研究又は調査委託に要する経費（調査委託費、旅費等） |
| 資料費 | 会派又は議員が行う調査研究のために必要な各種資料を購入し、及び作成するために要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料、印刷製本費、原稿料、翻訳料等） |
| 広報・広聴費 | 会派又は議員において、議会活動、市政に関する政策等を市民に周知させるための広報活動を行うために要する経費及び市民からの市政に関する政策等に係る要望、意見等を聴取するために要する経費（広報紙、報告書等印刷費、ホームページ作成費、送料、会場費等） |
| 人件費 | 会派又は議員において調査等に従事させるため、常時又は臨時に職員、アルバイト等を雇用するために要する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等） |
| 会議費 | 会派又は議員において市政の調査研究のための会議を開催するために要する経費（会場費、機材借上費、印刷費等） |
| 事務費 | 事務用消耗品及び備品の購入費、通信費その他の会派又は議員が行う調査研究のための事務執行に要する経費（消耗品及び備品購入費、通信費等） |
| 事務所費 | 会派又は議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所及び附帯施設の賃借料、光熱水費等） |
| その他の経費 | 会派又は議員において市政に関する調査研究を行うために要する経費で上記以外のもの |

別表（第4条第1項）

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 調査研究費 | 市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する調査委託費、交通費、宿泊費その他の経費 |
| 研修費 | 研修会の開催又は研修会への参加に要する講師等の謝金、会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費 |
| 広報費 | 会派若しくは議員の活動又は市政についての市民への周知又は報告に要する印刷製本費、会場借上費、機材借上費、交通費、ウェブサイト作成管理費、送料その他の経費 |
| 広聴費 | 会派若しくは議員の活動若しくは市政に対する市民からの要望、意見等の聴取又は市民相談に要する会場借上費、機材借上費、交通費その他の経費 |
| 要請・陳情活動費 | 国等に対する要請又は陳情活動に要する交通費、宿泊費その他の経費 |
| 会議費 | 意見交換会その他の会議、会合等の開催又はこれらへの参加に要する会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費 |
| 資料作成費 | 会派又は議員の活動に必要となる資料の作成に要する印刷製本費、翻訳料、原稿料その他の経費 |
| 資料購入費 | 会派又は議員の活動に必要となる資料の購入等に要する図書購入費、新聞雑誌購読料、データベース利用料、資料複写費その他の経費 |
| 人件費 | 会派又は議員の活動を補助する者の雇用に要する賃金、給与、手当、社会保険料その他の経費 |
| 事務所費 | 会派又は議員の活動に要する事務所（附帯施設を含む。）の賃借料、管理費、光熱水費その他の経費 |
| 事務費 | 会派又は議員の活動に要する通信運搬費、消耗品購入費及び備品購入費（リース料を含む。） |

横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規則（案）（新旧対照表）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>横浜市会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 横浜市会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（交付申請）</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>の交付を受けようとする会派の代表者又は議員は、毎年4月1日に、<u>政務調査費</u>交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以外の日において条例第2条の規定により会派又は議員が当該日の属する年度の<u>政務調査費</u>の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者又は当該議員は、直ちに、市長に申請しなければならない。</p> <p>（交付決定）</p> <p>第3条 市長は、前条の規定により申請のあった会派又は議員について交付すべき<u>年間分の政務調査費</u>の額を決定し、<u>政務調査費</u>交付決定通知書（第2号様式）により当該会派の代表者又は当該議員に通知するものとする。</p> <p>（会派の名称等の変更）</p> <p>第4条 第2条の規定により<u>政務調査費</u>の交付申請を行った会派の代表者又は議員は、当該交付申請を行った後に、会派にあつては会派の名称、代表者の氏名又は所属議員数に、議員にあつてはその氏名に変更があつたときは、直ちに、<u>政務調査費</u>交付申請事項変更届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により<u>政務調査費</u>交付申請事項変更届出書の提出を受けた場合において、当該会派に交付すべき<u>年間分の政務調査費</u>の額を変更する必要があると認めるときは、<u>政務調査費</u>交付額変更通知書（第4号様式）により当該会派の代表者に通知するものとする。</p> | <p>横浜市会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 横浜市会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（交付申請）</p> <p>第2条 <u>政務活動費</u>の交付を受けようとする会派の代表者又は議員は、毎年4月1日に、<u>政務活動費</u>交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以外の日において条例第2条の規定により会派又は議員が当該日の属する年度の<u>政務活動費</u>の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者又は当該議員は、直ちに、市長に申請しなければならない。</p> <p>（交付決定）</p> <p>第3条 市長は、前条の規定により申請のあった会派又は議員について交付すべき<u>年度分の政務活動費</u>の額を決定し、<u>政務活動費</u>交付決定通知書（第2号様式）により当該会派の代表者又は当該議員に通知するものとする。</p> <p>（会派の名称等の変更）</p> <p>第4条 第2条の規定により<u>政務活動費</u>の交付申請を行った会派の代表者又は議員は、当該交付申請を行った後に、会派にあつては会派の名称、代表者の氏名又は所属議員数に、議員にあつてはその氏名に変更があつたときは、直ちに、<u>政務活動費</u>交付申請事項変更届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により<u>政務活動費</u>交付申請事項変更届出書の提出を受けた場合において、当該会派に交付すべき<u>年度分の政務活動費</u>の額を変更する必要があると認めるときは、<u>政務活動費</u>交付額変更通知書（第4号様式）により当該会派の代表者に通知するものとする。</p> |

(交付請求)

- 第5条 第3条及び前条第2項の規定による通知を受けた会派の代表者又は第3条の規定による通知を受けた議員は、毎月、当該月分の政務調査費の交付を受けるため、政務調査費交付請求・振込依頼書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の政務調査費交付請求・振込依頼書には政務調査費交付申請書と同一の印鑑を押印し、き損等により印鑑を変更する場合は印鑑変更届出書（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

(様式省略)

(交付請求)

- 第5条 第3条若しくは前条第2項の規定による通知を受けた会派の代表者又は第3条の規定による通知を受けた議員は、毎月、当該月分の政務活動費の交付を受けるため、政務活動費交付請求・振込依頼書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の政務活動費交付請求・振込依頼書には政務活動費交付申請書と同一の印鑑を押印し、毀損等により印鑑を変更する場合は印鑑変更届出書（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

(様式省略)

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規程（案）（新旧対照表）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>横浜市会政務調査費の交付に関する条例施行規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、横浜市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、横浜市会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、横浜市会における各派又は議員に対し交付される政務調査費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会派届出書等）</p> <p>第2条 条例第2条の規定による会派の届出は、会派届出書（第1号様式）によるものとし、会派の代表者が議長（議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長。議長及び副議長ともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、議会局長。以下同じ。）に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により届け出た事項に異動が生じたときは、会派の代表者は、直ちに、会派異動届出書（第2号様式）により議長に届け出なければならない。</p> <p>3 会派を解散したときは、その代表者であった者は、直ちに、会派解散届出書（第3号様式）により議長に届け出なければならない。</p> <p>（市長への通知）</p> <p>第3条 議長は、前条の規定により提出された届出書を受理したときは、その写しを市長に送付するものとする。</p> <p>（政務調査費の使途基準）</p> <p>第4条 条例第4条に規定する政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。</p> <p>（経理責任者）</p> <p>第5条 条例第2条の規定により会派に対する交付を選択した会派の代表者は、経理責任者（設置・変更）届出書（第4号様式）により、当該会派に係る経理責任者を議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により届け出た経理責任者に変更があるときは、会派の代表者は、直ちに、経理責任者（設置・変更）届出書により議長に届け出なければならない。</p> | <p>横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、横浜市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、横浜市会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、横浜市会における会派又は議員に対し交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会派届出書等）</p> <p>第2条 条例第2条の規定による会派の届出は、会派届出書（第1号様式）によるものとし、会派の代表者が議長（議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長。議長及び副議長ともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、議会局長。以下同じ。）に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により届け出た事項に異動が生じたときは、会派の代表者は、直ちに、会派異動届出書（第2号様式）により議長に届け出なければならない。</p> <p>3 会派を解散したときは、その代表者であった者は、直ちに、会派解散届出書（第3号様式）により議長に届け出なければならない。</p> <p>（市長への通知）</p> <p>第3条 議長は、前条の規定により提出された届出書を受理したときは、その写しを市長に送付するものとする。</p> <p>（経理責任者）</p> <p>第4条 条例第2条の規定により会派に対する交付を選択した会派の代表者は、経理責任者（設置・変更）届出書（第4号様式）により、当該会派に係る経理責任者を議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により届け出た経理責任者に変更があるときは、会派の代表者は、直ちに、経理責任者（設置・変更）届出書により議長に届け出なければならない。</p> |

(経理責任者等の責務)

第6条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務調査費の収入及び支出について、会計帳簿を作成するとともに、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)を整理し、これらの書類を条例第6条第1項の収支報告書及び領収書等の写しを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の会計帳簿及び領収書等の保存は、会派の消滅があったときはその消滅時に経理責任者であった者が、議員が死亡したときはその相続人その他の一般承継人が行うものとする。

(収支報告書の様式)

第7条 条例第6条第1項の収支報告書は、第5号様式とする。

(収支報告書等の写しの送付)

第8条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写し及び領収書等の写しの写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第9条 議長は、条例第7条第2項の規定による収支報告書等を、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から閲覧に供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

(別表・様式省略)

(経理責任者等の責務)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を作成するとともに、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)を整理し、これらの書類を収支報告書(条例第6条第1項に規定する収支報告書をいう。以下同じ。)及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の会計帳簿及び領収書等の保存は、会派の消滅があったときはその消滅時に経理責任者であった者が、議員が死亡したときはその相続人その他の一般承継人が行うものとする。

(収支報告書の様式)

第6条 収支報告書の様式は、第5号様式とする。

(収支報告書等の写しの送付)

第7条 議長は、条例第6条第1項の規定により収支報告書等の提出があったときは、その写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第8条 議長は、条例第7条第1項の規定により保存されている収支報告書等を、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から閲覧に供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

(様式省略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。(横浜市議会局処務規程の一部改正)
- 2 横浜市議会局処務規程(昭和49年5月横浜市会規程第1号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項総務課の項第5号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

横浜市会委員会条例の一部改正（案）

| 現 行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第1条及び第2条 省略</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、<u>1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</u></p> <p>2 <u>常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による選任が任期満了の前に行われたときは、後任の委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。</u></p> <p>3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(市会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。</p> <p>2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第6条 常任委員、運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮ることなく指名することができる。</p> <p>2 常任委員及び運営委員の任期満了に伴う前項の指名は、任期満了の前日30日以内に行うことができる。</p> <p>3 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮ることなく変更することができる。</p> <p>4 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を市会に報告しなければならない。</p> <p>5 第3項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。</p> | <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、<u>選任の日から起算して1年とする。</u></p> <p>2 補欠の常任委員の任期は、前任の常任委員の残任期間とする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、任期の末日を経過しても後任の常任委員が選任されない場合は、前任の常任委員は、後任の常任委員が選任されるまで在任する。</u></p> <p>4 <u>第6条第3項の規定により後任の常任委員の選任があった場合は、前任の常任委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。</u></p> <p>(市会運営委員会の設置等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(特別委員会の設置等)</p> <p>第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。</p> <p>2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。</p> <p>3 <u>特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の所属及び選任)</p> <p>第6条 <u>議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。ただし、市会の同意を得た場合は、議長は、常任委員とならないことができる。</u></p> <p>2 常任委員、運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮ることなく指名することができる。</p> <p>3 常任委員及び運営委員の任期満了に伴う前項の指名は、任期満了の前日30日以内に行うことができる。</p> <p>4 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮ることなく変更することができる。</p> <p>5 第2項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を市会に報告しなければならない。</p> |

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第7条～第13条 省略</p> <p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第14条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する<u>ものとする。</u></p> <p>第15条及び第16条 省略</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第17条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 公述人の発言が<u>前項の範囲を超え</u>、又は公述人に不穏当な言動があったときは、委員長は、その発言を<u>禁止</u>し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(公述人への質疑)</p> <p>第18条 委員は、公述人に対し、質疑をすることができる。<u>ただし、公述人は、委員に対し質疑をすることはできない。</u></p> <p>(文書による意見提出)</p> <p>第19条 公述人は、委員会の同意を得た場合には、文書により、意見を提出することができる。</p> <p>(参考人の意見聴取)</p> <p>第20条 委員会が、参考人の出席を求め、その意見を聴こうとするときは、議長に通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定による通知を受けたときは、その出席する日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知し、<u>その承諾を得るものとする。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、参考人の意見の聴取については、前3条の規定を準用する。</p> <p>第21条及び第22条 省略</p> | <p>6 第4項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項から第4項までの規定の例による。</p> <p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第14条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第17条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 公述人の発言が<u>その範囲を超え</u>、又は公述人に不穏当な言動があったときは、委員長は、その発言を<u>制止</u>し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(委員及び公述人の質疑)</p> <p>第18条 委員は、公述人に対し、質疑をすることができる。</p> <p>2 <u>公述人は、委員に対して質疑をすることはできない。</u></p> <p>(代理人又は文書による意見提出)</p> <p>第19条 公述人は、委員会の同意を得た場合には、<u>代理人に意見を述べさせ、又は文書により、意見を提出することができる。</u></p> <p>(参考人の意見聴取)</p> <p>第20条 委員会が、参考人の出席を求め、その意見を聴こうとするときは、議長に通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定による通知を受けたときは、その出席する日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、参考人の意見の聴取については、前3条の規定を準用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成25年3月1日から施行する。</u></p> |